

『角間川昭和43年会』会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「角間川昭和43年会」とする。

(会員)

第2条 本会は、昭和43年4月2日から昭和44年4月1日までに生まれ、かつ、角間川小学校を卒業した者及び角間川に在住している等の本会の主旨に賛同する者をもって会員とする。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の親睦を図るとともに、次の事業を行う。

- (1) 梵天奉納事業
- (2) 42歳厄払い事業
- (3) その他会員相互の親睦を図る事業

(役員等)

第4条 本会は、会の運営を円滑にするため、役員を置く。選出された役員は次のとおり。

会	長	成	瀬	博	之	
梵天実行委員長		新	田	博	幸	
事務局		石	橋	日	出	美
会計		古	村	光	晴	
監事		鎌	田	武	光	

(役員等の任期)

第6条 役員等の任期は、設立時から、第3条の目的を達成したときまでとする。

(会計)

第7条 本会は、第3条の目的を達成するため、必要に応じて会費を徴収することができる。

(事務局)

第8条 本会の事務局は、秋田県大仙市角間川町字小中島45（石橋宅）に置く。

(運営等に必要事項の決定)

第9条 本会の運営等について必要な事項は、会長が招集した会議において協議・決定する。

附 則

- 1 この規約は、平成20年11月1日から施行する。